

# CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange

名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

## ▶ 今号の記事

### ■ 特集 日本法教育研究センター(ホーチミン)開設

- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 市橋克哉 … 2頁
- 名古屋大学大学院法学研究科特任講師 茅本百合子 … 3頁
- 前文部科学大臣 中川正春 … 4頁
- 名古屋大学総長 濱口道成 … 5頁

### ■ TOPICS

- 愛知県弁護士会による留学生支援 … 6頁
- 愛知県弁護士会国際交流委員会委員長 田邊正紀
- アフガニスタンワークショップ … 7頁
- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授 コン・ティリ
- JICAウズベキスタンプロジェクト … 8頁
- JICAウズベキスタン事務所短期専門家 社本洋典
- サマースクール・サマーシンポ … 9頁
- 慶應義塾大学法学部法律学科3年 大津元
- 法整備支援事業への思い … 10頁
- 名古屋大学理事・副総長 佐分晴夫

### ■ New カンボジア便り …… 12頁

- 名古屋大学大学院法学研究科特任講師 傘谷祐之
- 名古屋大学日本法教育研究センター(カンボジア)1期生 イェン・チョリダー

### ■ 研究・スクーリング報告

- スクーリング報告 …… 14頁
- 名古屋大学法科大学院修了生 佐藤美波
- ITP研究報告 …… 15頁
- 名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程3年 高木道子
- 伊藤康祐基金図書寄贈式典(ウズベキスタン) … 16頁
- 愛知県職員 伊藤俊彦

### ■ New センター長便り …… 17頁

- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 市橋克哉

### ■ 行事予定など …… 18頁

# No.32

2012.3.31



## 「ホーチミンモデル」の登場



名古屋大学  
法政国際教育協力研究  
センター長  
市橋 克哉

### ■ ホーチミン市法科大学日本法教育研究センターの設置とそれを祝う開所式

名古屋大学は、2005年、はじめてウズベキスタン・タシケント国立法科大学に、現地の大学と協働して日本法教育研究センター（以下「日本法センター」という。）を設置して以来、モンゴル国立大学法学部（ウランバートル、2006年）、ベトナム・ハノイ法科大学（2007年）、カンボジア・王立法経大学（プノンペン、2008年）の4か所に日本法センターを設け、日本語による日本法教育を現地で法学を学ぶ学部学生に行ってきたところである。これらの日本法センターにおけるこの間の活動実績を踏まえて、新たに、5番目の、そして、ベトナムとしてはハノイに次ぐ2番目の日本法センターが、ベトナム・ホーチミン市法科大学に設置された。設置に先駆けて、2011年10月より、28名の1年生に対して、まずは日本語の授業を開始している。そして、2012年1月7日、この日本法センターの開所を祝う開所式およびレセプションが、日本側からは、濱口道成名古屋大学総長、佐分晴夫名古屋大学副総長、鮎京正訓名古屋大学大学院法学研究科長をはじめとする名古屋大学関係者、中川正春文部科学大臣（当時）をはじめとする文部科学省関係者、および、ホーチミン市日本人商工会に所属する日本企業の関係者の出席をえて、また、ベトナム側からは、マイ・ホン・クイホーチミン市法科大学学長をはじめとするホーチミン市法科大学関係者、ベトナム教育訓練省をはじめとするベトナム政府およびホーチミン市政府の関係者の出席をえて盛大に行われた。日本側からも、ベトナム側からも、ASEAN地域のなかでも旺盛な経済成長を誇る大都市、ホーチミン市に、日本語が堪能で、かつ、日本法にも精通する人材を養成する日本法センターが設置されたことの意義と、この日本法センターで学ぶ学生が、将来、日本とベトナムとの懸け橋となる有為な人材へと育つことへの期待が、異口同音に述べられた。

### ■ ホーチミン市法科大学日本法センターの特長

今回設置されたホーチミン市法科大学日本法セン

ターには、これまでの4つの日本法センターにはない大きな特長がある。それは、この日本法センターが、ホーチミン市法科大学が自ら設けた正式の「日本法コース」としてスタートしたことである。「日本法センター」の学生は、ベトナム法と並んで日本語および日本法の授業を卒業単位となる正規の科目として学ぶことになり、そのための授業料も、別途、おさめる方式がとられている。ホーチミン市法科大学は、日本法コースの学生から徴収した授業料を自己財源として、施設・設備・備品の用意から現地教員の配置まで、基本的には、自らの責任で運営するという方式である。これまでの日本法センターが、現地の大学によって施設および一部の備品の提供が行われる以外、備品の用意からすべての教員の配置にいたるまで、すべての経費は、日本の文部科学省の特別経費予算によって賄われている点とは、大きく異なっている。ホーチミン市法科大学日本法センターには、日本政府予算は手当てされておらず、名古屋大学も、日本語・日本法教育の質の保証という観点から、当面、1名の日本語教員の派遣とその経費を賄う費用の支援にとどまっている。

### ■ 「ホーチミンモデル」実現の意義とその将来

ホーチミン市法科大学からの強い要望を受けて、私たち名古屋大学とホーチミン市法科大学とが日本法センター設置について議論を始めたのは、昨年5月からである。したがって、それから数か月という短い期間で、ホーチミン市法科大学が、この方式を用いて、実際に日本法センターの設置にまでいたったということは、ホーチミン市においては、学生およびその家庭の経済力が、日本法コース＝日本法センターの授業料を払うに足る水準にまで現実に達しつつあること、そして、クイ・ホーチミン市法科大学長をはじめとする同大学の指導部が有する目標実現に向けた強い意志、高いオーナーシップ、そして、自主独立の気概を示している。

わたしたちは、日本政府予算で運営している他の4つの日本法センターについても、将来、徐々に現地の大学が自己財源により自立して運営する方式へと発展する道を目指すという目標をもっている。この点で、ホーチミン市法科大学日本法センターが今回とった方式—私たちは、これを「ホーチミンモデル」と呼んでいる。—とその発展は、他のセンターにとってもその将来のあり方を検討するための有益な参照例となるだろう。

## 今後の日本語教育



名古屋大学  
大学院法学研究科  
特任講師(日本語担当)  
茅本 百合子

### ■ 名古屋大学日本法教育研究センター(ホーチミン)がホーチミン市法科大学内に開所

2012年1月7日に日本法教育研究センター(以下、「日本法センター」)(ホーチミン)の開所式があり、多くの方々の列席のもと5ヵ所目の日本法センターがオープンした。ベトナムの国内にはすでにハノイに日本法センターがあり、同国では2ヵ所目のセンター開所となった。このセンターは他のセンターとは異なり、名古屋大学の運営ではなく、ホーチミン市法科大学の主導で運営される。

### ■ センターの学生

学生は1年生が28名。実は、学生たちはセンターオープンに先駆けて、2011年10月からすでにCJL36期生として日本語に加えて憲法やマルクス・レーニン主義などの専門科目を勉強している。大学が2011年の新学期が始まる際に、優秀な学生を集める特別コースに日本語コースを加えたためだ。

ホーチミン市法科大学の特別コースにはすでに英語コースとフランス語コースがあり、優秀な学生が通常の授業料より高い授業料を納め、英語またはフランス語の特別コースに所属している。

日本語コースを選択した学生たちは優秀であるばかりか、日本が本当に好きで、将来は日本に行きたくてたまらない様子だ。各地の日本法センターは女子学生が圧倒的に多いが、ホーチミンのセンターも例にもれず、女子学生が多い。彼女らは人懐っこくて、日本から来た我々を見つけたらすぐ日本語で挨拶し、満面の笑顔で駆け寄ってきて、ぴったりくっついて一緒に写真を撮ろうと言う。私の隣でにこにこして写真に収まる若い彼女らを見て、彼女らの日本への情熱を失わせないように頑張ろうと決意を固

めるときでもある。

### ■ ホーチミン日本法センターでの日本語教育の将来

1年生はまだ初級の教科書を12課までしか終えていないが、4年生になったら日本の大学生顔負けの法学関係の論文を日本語で書くようにならなければいけない。理工系と違い、法学は言葉が勝負で、難しい解釈もするし、相手・読み手を論理的に言葉で説得しなければいけない。そこまで日本語能力を高めるには並大抵の苦労ではないことが予想される。さらに、彼らはベトナムの法律を学ぶ専門科目の履修も通常の学生と同様にあるので、それに加えた日本の法律と日本語の履修とで、彼らの履修科目数は通常の学生の倍ほどになる。ほとんど埋まっている彼らの時間割を眺めて、4年間がんばってくれ、と願うばかりである。私も彼らに寄り添って、彼らの目標達成を全力で支援する所存である。



集合写真



# 名古屋大学日本法教育研究センター

## 〔開所記念パーティ（2012年



前文部科学大臣  
中川 正春

ご列席の皆様、日本国文部科学大臣の中川でございます。

わが国では、昨年3月11日に東日本大震災が発生し、今、国が一丸となって復興に向けて努力しているところです。ベトナムからも多くのご支援をいただきましたことに感謝申し上げます。

本日、ホーチミン市法科大学に名古屋大学の協力のもと、日本法教育研究センターが開所されましたことをお喜び申し上げます。名古屋大学は、これまでウズベキスタン、モンゴル、ベトナム（ハノイ）、カンボジアに日本法教育研究センターを設立し、教育・研究・社会貢献を本務とする大学の特色を活かした優れた人材育成という点で着実な成果を挙げておられます。

今回私は、ベトナム、カンボジア、タイで多くのプロジェクトを日本と共に進めるという提案をもって来ましたが、今日の日本法教育研究センター開所記念パーティに出席することができ、私はこれが一番大事なプロジェクトではないかという気持ちになってきました。

私自身、このプロジェクトを是非さらに発展させて欲しいと期待しておりますし、応援をしていきたいと思っています。特にベトナムは、現在素晴らしい経済発展を遂げており、社会全体が新しい時代に向け

て、国の近代化という新しいフェーズに向かって行こうとしている一番重要な時だと思えます。

これからの時代は、アジアが重要な役割を果たしていくことになると思います。単に日本のものを教えるというだけではなく、私たちがベトナムから学び、お互いが良いパートナーとして成長していきたいと思えます。ここベトナムは、日本が始めて法整備支援という法律分野の国際協力をさせていただいた国です。そのベトナムで、世界に先駆けて1ヶ国に2つのセンターが開設されました。ベトナム法と日本法の双方に精通し、日本語と日本文化に対する深い理解をもつ日本法教育研究センターの卒業生は、法曹界のみならず、ベトナムに進出する日系企業とビジネスをする現地企業にとっても他に代え難い人材です。彼らがベトナムの発展に貢献することを期待しております。

学生の皆さんは、しばらくしたら私の話を通訳なしで理解できるようになると思います。しっかり勉強をして是非とも名古屋大学に留学していただきたいと思えます。日本に来られる日をお待ちしています。

また、今日は企業の皆さんにもご参加いただいているようですが、この素晴らしいプロジェクトを、企業の皆さんからも支えていただき、更に広げていけたらと思っています。本プロジェクトを文部科学省としても作り上げていきたいと思っております。

最後になりましたが、日本法教育研究センターの設立にあたり日本とベトナム両国関係者のこれまでのご尽力に心から敬意と謝意を表します。世界の平和を一緒に願いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



ベトナム人学生との懇談の様子



集合写真

# (ホーチミン)開所を祝って 1月7日)での挨拶より]



名古屋大学総長  
濱口 道成

ご列席の皆様、名古屋大学総長の濱口でございます。

本日、ホーチミン市法科大学とともに、名古屋大学日本法教育研究センターを開所いたしました。改めて Mai Hong Quy (マイ・ホン・クイ) ホーチミン市法科大学学長をはじめ、同大学関係者の皆様にご挨拶申し上げます。また、日頃から日本法教育研究センターの活動にご支援をいただいております日本政府からは、中川文部科学大臣をはじめ、文部科学省の方々にお忙しい日程の中ご出席いただいております。さらに、カンボジアのセンターが設置されておりますカンボジア王立法経大学から、ユーク・ゴイ学長、そして地元ベトナムから関係者の皆さま方にご出席いただき、誠にありがとうございます。

このような皆様方のご支援をいただきまして、今日まで私ども名古屋大学の日本法教育研究センターは発

展しております。

名古屋大学では、法整備を担う人材の育成を目的とした様々な支援を継続的に実施してきており、その1つとして、2005年のウズベキスタン・タシケント国立法科大学における日本法教育研究センターの開所以来、モンゴル、ベトナム・ハノイ、カンボジアに日本法教育研究センターを設立してまいりました。

そして、各国センターでは計46名が卒業し、既に19名が本学に留学を果たし、そのうち3名が修了して母国での発展に貢献をしているところでございます。

今回ホーチミンに開所するセンターは、従来の運営形態とは異なり、ホーチミン市法科大学自体に「日本法コース」が設定され、学生は正規課程としてベトナム法と並行して日本語・日本法を学ぶこととなります。また正規課程であるため基本的な経費は学費を原資としてホーチミン市法科大学が負担し、名古屋大学はカリキュラムと運営ノウハウの提供や講師派遣等ソフト面での支援を行います。

少し私事になりますが、私が医学部を卒業した1975年はベトナム戦争が終わった年でした。その当時は、なぜ戦争が起こるのか、どうしたら戦争がなくなるのか疑問に思ったものです。昨日、はじめてホーチミンを訪問し、また本日学生

達の情熱に触れ、戦争をなくすためには、相互理解が必要であることを再認識いたしました。

本センターが継続的に発展し、他のセンター同様、優秀な人材の育成を行い、両大学及び日越両国の交流を更に発展させていくためには皆さま方のご支援が不可欠です。本日までご出席いただきました皆さま方には、これまでのご支援・ご協力に感謝申し上げますと共に、今後もより一層のご支援を賜りますよう、よろしくご挨拶申し上げます。

ありがとうございました。



ホーチミン市法科大学のクイ学長と



## 愛知県弁護士会の留学生支援 — 名古屋大学との共働 —



愛知県弁護士会  
国際交流委員会  
委員長  
田邊 正紀

愛知県弁護士会国際委員会は、2005年に発足しました(発足当時の名称は、国際特別委員会)。当委員会は、国外の弁護士や弁護士会との交流の他、国内の法学部で勉強する留学生との交流も大きな柱としてきました。今回は、愛知県弁護士会と名古屋大学の留学生との関わり方の歴史と今後の展望についてまとめてみました。

### ■ 留学生との交流会

当委員会は、発足直後の2006年から名古屋大学法学部の留学生との交流会を開催しています。名古屋大学からは、毎回25名程度の留学生の参加を得ており、2011年12月までに11回を数えます。

愛知県弁護士会の弁護士は、これまで外国からの留学生と親しく話す機会はなく、希望に燃えて日本法を勉強している法曹の卵と親しく交流する機会を得て、大変刺激を受けています。名古屋大学の留学生にとっても、普段接することの少ない法曹実務家と話すことのできる数少ない機会として有効利用していただければ幸いです。

### ■ 留学生向け講義

当委員会は、2006年から平野保弁護士を中心として、名古屋大学法学部において留学生向けの「日本の社会と法曹」という授業を開始しました(現在の名称は「日本の司法機関」)。この授業の最大の特徴は、弁護士が直接英語で講義することに加え、裁判傍聴、事務所見学、弁護士会訪問、大須見学、企業訪問など、日本社会や日本の法律実務について直接見聞できる機会を幅広く提供していることです。

2007年からは、小川晶露弁護士が講師として参加し、刑事模擬裁判を実施するなど参加型のより実務に近い形の講義が実施されており、2010年からは私も民事訴訟法の講師として参加しています。この講義の中では、複数の法律事務所を訪問する機会も設けられており、講師以外の弁護士からも直接話を聞ける機会も提供しています。

2011年からは、講師以外の弁護士がサポート役として講義に参加する機会が増え、2012年の東京への実地研修旅行では、5名の弁護士が参加するほどになりました。

この講義を通じて、名古屋大学の留学生が、法律実務の世界をより身近に感じていただければ、愛知県弁護士会としてはとても喜ばしいことです。また、愛知県弁護士会側としても、出身国の法曹界の将来を担う留学生とより深い関係を築くことができるとともに、より多くの弁護士に英語による外国人への講義の経験の機会を与えていただいていることに非常に感謝しています。

### ■ エクスターン生の受け入れ

2012年には、名古屋大学の留学生を当委員会が仲介する形で県内の法律事務所へエクスターン生として試験的に受け入れることを計画しています。この制度は、留学生には、日本の法律実務を実体験してもらうとともに、愛知県弁護士会所属の弁護士側としても、個々の留学生とより深く交流を持つことで、弁護士自身の国際化を進めていくことが可能となり、双方にとってメリットの大きい制度であると自負しています。今後の展開にご期待ください。



名古屋大学留学生との忘年会の様子

# イスラム社会における法整備支援についての日米対話



名古屋大学  
法政国際教育  
協力研究センター  
准教授  
コン・テイリ

2011年5月31日午後、CALEフォーラムにて「イスラム社会のコンテキストにおける法整備支援に関する日本とアメリカの対話～アフガニスタンおよびウズベキスタンの経験～」についてのワークショップが開催されました。本ワークショップでは、米国ワシントン大学アジア法センター所長ジョン・エディ教授と2011年に同大学からオーストラリア国立大学に異動したばかりのペロニカ・テイラー教授から、アフガニスタンのカブル大学に対する法学教育支援の経緯と新たな展開について、さらに高知短期大学の桑原尚子教授からは、同じくイスラム社会であるウズベキスタンに対する日本の法整備支援について報告していただきました。ワシントン大学は、長年にわたってUSAID（アメリカ合衆国国際開発庁）の支援枠でアフガニスタンに対する法学教育支援を行っており、また桑原教授は、ウズベキスタンでJICA法整備支援プロジェクト長期専門家として勤めた経験があります。ここでは、アフガニスタンとウズベキスタン両国に対する法整備支援に関する報告について簡単に紹介したいと思います。

まずエディ教授とテイラー教授によれば、アフガニスタンにおける法を考える場合、従来の伝統法に当たるもの、宗教法としてイスラム法、そして近代国家を建設するための制定法を考慮する必要があるといいます。しかし、30回を超える戦争や内紛、危機的な貧困問題、「外国」的なものに対する不信感といった、今日のアフガニスタンの現状を鑑みて、単に近代的な「法」を中心とする法整備支援の実施ばかりではなく、上記の3つの「法」をいかに上手に組み合わせ、「アフガニスタン法」というものを形成していくかという課題が、とりわけ法学教育支援にとって重要となってくるということです。アフガニスタンの大学においては、法・政治学部とイスラム法学部と

いう2つの法学部があり、それぞれ全く独自に法学教育を行っています。ワシントン大学の法学教育支援は、まずこの両者間の対話を勧め、学問的な交流を促進することを狙いとするもので、2つの法学部の教員や学生が共に参加できる研修コースを設置し、それぞれの学問研究の能力向上も同時に目指しており、互いに共存できる法の枠組みを考えさせるという作業が中心となっています。

他方、桑原教授は、日本のウズベキスタンにおける法整備支援の概要とそこで得られた示唆について報告しました。そこでは、ソ連崩壊後に浮上した中央アジア全体の問題は、3つの「体制移行」、すなわち市場経済への移行、民主主義への移行、国家建設に当たっての制度上の移行を同時に伴うものであることが強調されました。その中で、日本の法整備支援の目的は、ウズベキスタンにおけるビジネス環境の改善であり、プライベート・セクターを強化するプロセスを重視するものであったといいます。具体的には、行政機関が行う意思決定プロセスの不透明性の問題、ビジネス活動に対する過剰な国家関与により行政機関が負う過剰な負荷の問題、ビジネス活動に不適切な規制、あるいは過剰規制の存在、一般市民などが規制やルールに関する情報へアクセスすることの困難さ、および判決の予測可能性の低さといった諸問題の解決の支援でした。こうした支援を行う場合、支援を受け入れる側のオーナーシップについての問題、あるいは支援をする側と受け入れる側との間の相反する価値観の発生に対して、どのように対応するべきかという基本的な課題は、法整備支援を行うときに十分に考えなければならない課題であるとして取り上げられました。

以上のように、ワークショップは活発に行われ、多くの参加者からも質問等が出されました。『イスラム社会』に対する法整備支援には、イスラム社会に独特な問題と、非イスラム社会にも共通する「普遍的な」問題の混在に対して適切な対応が必要であることは明らかであり、またその「普遍的な」問題にあたる部分への対応についても「イスラム社会」でないコンテキストとの比較をしながら、真剣に検討することも重要であると私は思います。

## JICAプロジェクトと名古屋大学との協力



独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)  
ウズベキスタン事務所  
短期専門家  
社本 洋典

### ■ プロジェクト概要

ウズベキスタンにおいては、独立後市場経済化の道を歩みだしたが、旧社会主義時代の官僚制度をそのまま引き継いでいるため、硬直した制度による行政上の制約が多く、これが企業家の活動の大きな阻害要因となっている。JICAは技術協力プロジェクト「民間セクター活性化のための行政手続改善」を2010年4月より開始している。このプロジェクトはウズベキスタン司法省をカウンターパートナーとして、司法省が自らこのような障害を認識し、これを克服する能力を獲得することを目的として行われているものである。具体的には、司法省の適切な行政手続を実施する能力を向上させるために、1.「企業活動の自由の保障法」にかかる行政手続が行政職員及び企業家にとって分かりやすくなるためにマニュアルの作成・セミナーの実施、2. 許認可に関する法律について他の行政機関の参考になるモデル行政規則及びその手引書の作成、3. 「企業活動の自由の保障法」の行政手続規定に関する法令の運用調査をする能力を強化するため司法省による他の行政機関への監督の実施及びその報告書の作成という3つの活動を設定し、これらの活動を司法省が適切に行うためのサポートを行なっている。

### ■ キャパシティデベロップメント

プロジェクトを遂行するにあたって、最も重要視して考えなければいけないことは、プロジェクト目標達成のために司法省のキャパシティデベロップメントが達成されなければならないということである。マニュアル、報告書及び規則の作成といったことはそれ単体でも民間セクター活性化のために影響を与える大事なものはあるが、それが単なる物支援に終わっては効果が薄

い。大事なのは司法省が継続的に今後行政手続を適切に向上させるための様々な手法を取ることができる能力を獲得することであり、これを達成できて初めてプロジェクト目標が達成できたといえる。そして、これを達成するために、プロジェクト活動がなぜ行政手続の向上に結びつくのかということを説得的な法的根拠を基にして根気強く説明することや、ウズベキスタンの現状から司法省としてどこまでの活動が可能でありまたどこからが難しくなるのかをきちんと把握した上で細かな折衝を重ねていくといった活動が必要となってくる。

### ■ 名古屋大学とのつながり

以上の活動を実施していくにあたっては、ウズベキスタンの行政手続をきちんと把握した国内大学の行政法教授陣の協力が欠かせないものとなっている。プロジェクトにおいては、名古屋大学市橋教授を中心に国内支援委員会を形成して、日常業務における常駐専門家のサポートや短期専門家派遣の実施など、きめ細かな支援を可能としている。さらに、名古屋大学においては司法省職員の国内研修の受け入れを行なってもらっており、これが司法省職員のキャパシティデベロップメントに非常に有効なものとなっている。2011年12月に行われた研修ではカニヤゾフ第一副大臣が司法省ワーキンググループのメンバーとして来訪して、名古屋大学市橋教授を始めとする日本の行政法教授陣と許認可法のモデル規則の作成について協議を持ち、これがキャパシティデベロップメントにとって非常に役立つものとなった。

### ■ まとめ

現在、プロジェクトの終了時期が近づいてきているが、司法省職員からは行政手続の改善に向けての意識改革が顕著に見られるようになってきている。特に名古屋大学へ研修に行ったワーキンググループのメンバーは非常に改善に熱心になり、研修が能力の向上に対し非常に良い影響を与えているといえる。このようなJICAと国内大学との良好な協力関係は今後日本が法整備支援を進めていくにあたって非常に良いモデルケースとなるだろう。



名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）は、日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）、日本学術振興会「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」および名古屋大学総長裁量経費により、神戸大学大学院国際協力研究科、慶応義塾大学大学院法務研究科、法務省法務総合研究所との連携企画「パワーアップサマー2011」の一環として、次世代のアジア諸国法研究者や法整備支援の担い手を育成するためのサマースクール「アジアの法と社会2011」を2011年8月8日～10日に名古屋大学大学院法学研究科で開講しました。このサマースクールには、名古屋での開催であったにも関わらず、全国の大学の学生・修生も多く出席してくれました。その一人である大津元さん（慶応義塾大学法学部3年生）にサマースクールの感想を執筆して頂きましたので、ご覧下さい。

## 新たな価値観の芽生え



慶応義塾大学  
法学部法律学科3年  
大津 元

### ■ 法整備支援の実体

私は法整備支援を学び始めてまもなく、「そもそも途上国支援には何が必要なのか」という問題意識を持ちつつ、今回のサマースクールに参加しました。

先進国の固定観念や考え方、価値観はその国の一方的なものです。途上国支援の際に、支援相手国にそれら押し付けることは本当の意味での支援ではありません。これは法整備支援においても同じであると考えられます。

今回の講義の際に鮎京先生が、「強いられた支援に、支援としての本当の意味があるのか」と述べられていましたが、正にこの一言にすべてが集約されているのではないかと感じました。

やはり法整備支援において重要なのは、相手国が本当に必要としている支援とは何か、真のニーズを探求することが重要であり、先進国の責務ではないでしょうか。

### ■ 専門家の重要性

法整備支援の実体が「真のニーズの探求」であるとしても、現地のニーズを知る人と情報を共有する必要があります。

今回のサマースクールで、現地を知る専門家の方々の話を伺うことができたと共に、支援対象国における支援の現状や各国の特徴を知ることができ、良い意味で自分自身の価値観を新たなものとすることができました。

特に印象に残っているのは、浅野宜之先生の「インドの法と社会」についての講義でした。私は今夏、ネパールへの法整備支援を題材に研究してきたため、ネ

パールと隣接した同じヒन्दゥー教徒の多いインドには親近感が沸きました。

インドでは、法律によって、ヒन्दゥー教の教義としてのカースト制における身分差別を禁止しています。

しかし、人々の意識が変わらない限り差別は続くため、アメリカで行われたaffirmative action（積極的差別解消措置）と類似した留保制度を導入し、低カーストの人々等を中心に議会の議席を確保するなどの措置を採っているとのことでした。

私はこれと類似する制度をネパールにも導入できないか検討する余地があると考えに至りました。

このように、ある国への支援が、専門家からの情報の教示によって異なる国への支援方法の一助になることも学ぶことができました。

### ■ 私にとってのサマースクールの意義

今回のサマースクールを通じて、自分の価値観がいかに固定観念に捉われ過ぎているのかを痛感しました。

また、鮎京先生の講義にあつたように現地へ行き、肌で感じるということがいかに重要かを専門家の方々のお話を伺うことで実感しました。専門家の方々のご尽力に心からの敬意を表すと共に、先生方を目標に今後も研究に勤しんでまいります。

また、このサマースクールを通じて、切磋琢磨し合う仲間と出会えたことも私にとって大きな喜びとなりました。

最後に、今回のサマースクールを開催して下さったCALEの皆様、そして関係者各位に心から感謝の意

を表して本稿を閉めたいと思います。



講義の様子

## 法整備支援事業への思い



名古屋大学  
理事・副総長  
佐分 晴夫

あれは2002年4月の初めだったと思う。私は、ウズベキスタンの首都タシケントのホテルとタシケント国立法科大学の間にある公園を春めいた光を眩しく感じながら、暗い気持ちで歩いていた。日本語による日本法教育を行うセンターを作るという、全く何の当てもない事業を行うための調査が目的であった。

### ■ 日本法教育研究センター

名古屋大学大学院法学研究科は、全国の大学に先駆けて英語で法学教育を行うコースを1999年に修士課程に設けていた。しかし、このコースは教員にはきわめて不評であった。日本法に関する英語の教科書はほとんどなく、日本法令の英語の公定訳もなく、ましてや判例の英訳など全くないという状況では、英語で日本法を教える環境は整っていなかった。この無謀ともいえる事業は、当時の研究科長の佐々木雄太氏の専門が国際政治史であり、副研究科長の私の専門が国際法であったという偶然により可能になったといえる。国際関係の研究者にとっては、教科書も資料も英語で手にはいるから国内法研究者の苦労は想像できなかった。教授会で英語コースの問題点を指摘され、私は苦し紛れに、将来は日本語による日本法教育ができる環境を整備すると言ってしまったのだ。

この雲をつかむようなセンター構想は、当時在ウズベキスタン大使を務めておられた中山恭子氏の積極的支援もあって、2005年にタシケント国立法科大学に名古屋大学日本法教育研究センターを設置することができ、その第一歩を踏み出すことになった。その後、文部科学省の理解を得て、2006年にモンゴル国立大学に、2007年

にハノイ法科大学に、2008年にはカンボジア・王立法経大学にセンターが設置された。さらに、2012年にはホーチミン市法科大学にもセンターが設置された。私の苦し紛れの言訳が、その後の鮎京正訓氏をはじめとする名古屋大学の皆さん、ホスト大学の学長はじめ各国の多くの方々、そして、センターで実際に日本語教育、日本法教育に携わってこられた方々の尽力により、現実のものとなってきたことは感慨深いものがある。

### ■ 法整備支援事業と基金

このように言うと、砂漠に花が咲くように何も基礎がないところに順調にセンターが設置されていったように思われるかも知れないが、そのようなことはあり得ない。名古屋大学法学部は、40周年記念事業（1988年）で、アジア・太平洋研究のための基金を集め、アジア諸国の法制度の研究を進めていた。その過程で、市場経済を導入しようとしていた諸国においては国内法を整備することが重要な課題であり、日本に対する援助の期待が大きいことを森嶋昭夫氏や鮎京氏が把握し、法制度整備支援事業を日本のODA事業として立ち上げるのに関わっていた。法制度を改革するためにはそれを運用する人材養成も重要であり、名古屋大学はそれを担うべく先に述べた英語コースを立ち上げたのであった。その過程で名古屋大学関係者は、現地



日本法教育研究センター（タシケント）開所式（2005年9月）





【アジアにおける社会変動と法整備】シンポジウム（1998年9月）

の司法省・法科大学関係者との信頼関係を構築していたのである。これらの活動を継続するために、名古屋大学法学部50周年記念事業（1999年－2000年）として、アジア法整備支援のための基金を集め、これにより、センター設置のための条件整備が可能となったのである。あらためて、浄財を拠出していただいた、先輩方、企業関係の方に御礼を申し上げたい。バブル崩壊後に1学部の50周年記念としては桁が違うと言われはしたが、目標額2億円の基金がほぼ達成されたのは、何よりも先輩諸氏の努力の賜ものであった。この活動を通じて、先輩諸氏と人的つながりができたことは法学部のみならず名古屋大学全体にとってもその後の財産となった。

## ■ 見果てぬ夢

私の思いつきの構想は、それまでの名古屋大学法学部の蓄積と多くの支持者によって現実のものとなってきたのであるが、思いつきとはいえ、当初の構想にはまだ先があった。当初の構想は、日本語は高校段階で習得し、大学では名古屋大学の単位認定のできるレベルの教育を行い、大学院修了時には司法試験に合格できるようにするというものであった。その後、法科大学院制度が導入されて環境は変わったが、法科大学院制度の見直しや

キャンパスアジア・リーディング大学院プロジェクトを推進する過程で、是非、検討をしてもらいたい点である。

もう一つ、法整備支援事業に関して私の確信ともいえる思いがある。法整備「支援」事業は一方的に支援するというものではなく、われわれも相手国の法秩序から「学ぶ」ための共同研究を伴うべきだということである。私はWTO研究者として当時から、アメリカ的法秩序が世界を支配したかのごとく語られるなか、この秩序の限界を感じ、次なる秩序像を構想する必要性を痛感

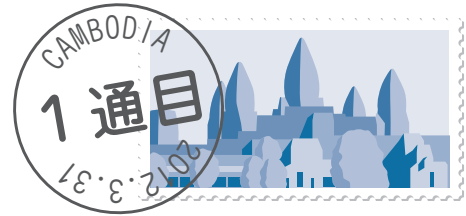
していた。このことは冒頭の調査旅行の目的「日本語による法学教育の可能性の調査及び共同研究に向けた法習慣の調査のため」にも表現されていたし、センターの名前に「研究」の文字を入れることにこだわってきたことにも表現されている。現在の世界秩序は、コントロール不能となった投機的資本による経済的混乱によってか、拡大した経済的格差による不満を押さえつけるためのコストの巨大化によって自壊することが懸念される。ローカルには共同体秩序とその「民主的」運用が、グローバルには世界的規模の管理秩序とその「民主的」コントロールが必要と思われる。アジア諸国との共同研究が進み、新たな秩序像が構想できる日を夢見ている。



【夏季セミナー】にて日本法教育研究センターの学生とともに（2011年6月）

佐分晴夫名古屋大学理事・副総長は、2012年3月31日付で名古屋大学を定年退職いたします。

# New カンボジア便り



## 「私が法学を志した理由」

### 日本語スピーチコンテストの原稿から

本稿は、カンボジア日本語スピーチコンテストでのスピーチ原稿を収録したものである。カンボジアでは、毎年2月頃、日本語スピーチコンテストが開催される。名古屋大学日本法教育研究センター（カンボジア）の学生たちは、2010年以降、毎年数名がコンテストに出場しており、優秀な成績をおさめている（次頁の表参照）。ここでは、それら学生のスピーチの中から、第14回コンテスト（2011年2月20日）において応募者106人の中から最優秀賞を受賞した、イエン・チョリダー（1期生・2008年度入学）のスピーチを紹介する。

なお、CALE NEWS掲載にあたり、見出しを付けた他、一部を加筆修正した。

傘谷祐之（名古屋大学大学院法学研究科特任講師）

#### 「法と生活」

イエン・チョリダー

どこの国でも、国民が安全に生活するために、法律があるはずですが、国によって政治制度や法制度が違います。例えば、日本には義務教育がありますが、カンボジアにはありません。そして、死刑制度は日本にはありますが、カンボジアにはありません。カンボジアの法律ではカンボジア人は国籍を2つもらえ

ますが、日本では1つしかもらえません。他の国ともいろいろ違うところがあります。

私は今、法律を勉強しています。実は高校生の頃は、法律にぜんぜん興味がありませんでしたが、いろいろな経験を通して、だんだん法について知りたくなってきました。

私が法に興味を持ったきっかけをお話したいと思います。

#### ■「あなたのしたことは違法行為だ」

日本もそうでしょうが、カンボジアでも子どもが生まれたら、出生届を出さなければなりません。

私が生まれたときも、両親が村役場に行って、出生届を出し、出生証明書をもらいました。出生証明書は、きちんと書いたものでなければなりません。つまり、間違っただけのものや書き直したものはだめなのです。ところが、村役場の人は、私の生年月日を間違えて書いてしまったので、間違えている部分をペンで消して、書き直してしまいました。

高校生のとき、高校卒業認定試験を受けるために、この出生証明書が必要でした。ところが、先生に「書き直したものは使えません」と言われたので、私は慌てて、母に教えました。母は村長に新しい書類を作ってもらいました。特に何も言われなかったので、問題はないと思っていました。この証明書が有効かどうか、次に郡の役所にも確認してもらう必要があるのですが、その確認の日、郡長は、私の出生証明書だけが他の高校生と違って新しいのを見て、大声でこう言いました。「あなたが勝手に証明書を直したのは、違法行為だ。5年の禁固刑が科されるぞ」。そして、机の上にある紙を、私に読ませました。その紙には犯罪と刑罰について書いてありました。私はとても緊張して、何も話せなくなり、泣きながらうちへ帰りました。私はショックでご飯を二三日も食べられませんでした。



スピーチコンテスト





名古屋大学  
大学院法学研究科  
特任講師  
傘谷 祐之



名古屋大学  
日本法教育研究センター  
(カンボジア)  
1期生  
イエン・チョリダー

母は、法律が分かる知り合いに聞きました。彼は「実は、法律に書いてあるのは、悪意で書類を偽造した人に対することです。裁判所に申し立てれば、裁判官に間違っている証明書を直してもらえますよ。」と言いました。母は彼の言ったとおりにして、やっと解決できました。本当によかったです。

どうしてこんなことになったのか、それは法が分からなかったからです。それで、法律を勉強しようと思いました。

### ■ 日常の小さな紛争でも

また、両親が新しい家を建てる時に、家の右の壁は隣人と共同で建てることになったのですが、法律ではこの場合、壁にかかる費用は、各家が半分ずつ支払うようにと書かれています。でも、隣人は、壁を建てる所は自分の土地であると言ってきました。実際には、公的機関に土地を測ってもらいましたから、そんなことはないのですが。そして、彼は、私の両親の方が多く払わないといけなうと言ってきました。また、その

### スピーチコンテスト受賞者一覧

第13回 (2010年)	さくらの部 (訪日経験なし)	[2位]	「前を向いて歩こう」 ケン・ポリン (1期生・2008年入学)
	もみじの部 (訪日経験あり)	[1位]	「人間は違うものだ」 リム・リーホン (1期生・2008年入学)
第14回 (2011年)	さくらの部 (訪日経験なし)	[1位]	「法と生活」 イエン・チョリダー (1期生・2008年入学)
第15回 (2012年)	さくらの部 (訪日経験なし)	[1位]	「自分の力で前へ進もう」 ヴォン・スレイダエン (2期生・2009年入学)
		[2位]	「お化けが教えてくれたこと」 チンケット・メター (2期生・2009年入学)

新しい家のベランダは、母が希望した形ではありませんでした。このような場合、業者に料金を安く請求できると法律に書いてありますが、残念ながらそのとき、私はそのことに関する法律を知らなかったので両親に何もアドバイスができませんでした。そして、私の両親は、本当は払わなくてもよいお金をたくさん払わされました。

私は自分が、どうしてもっと早くに法律を勉強しなかったのだろうか、と後悔しました。もし知っていたら、両親を少しは助けることができたかもしれません。

### ■ 法学の教育者を目指して

以上は、私の経験ですが、皆様はこのように目に遭ったことがありますか。カンボジア人は法律が分からない人が多いので、カンボジアではよく起こることだと思えます。なので、法律を国民に知らせることはとても大切なことだと思えます。法律が分からない国民が多いと、社会の問題が増えて、政府が国を発展させることも大変になるし、国民も安心して住めません。

私は、自分の国の法律だけ勉強すると、よくない点が見えないと思い、今、外国の法律、特に日本の法律を勉強して、自分の国の法律の問題点はどこかを勉強しています。そして、将来、法律の教師になって、法律に関する知識を国民に広く知らせたいです。



スピーチするチョリダー



名古屋大学  
法科大学院修了生  
佐藤 美波

### ■ 参加動機

「法律が一部機能していない状態でどうやって生活するのだろう？法整備支援の現場を見てみたい！」それが、私が日本法講師体験への参加を希望した1つの理由である。

昨年10月、私はカンボジアの日本法教育協力研究センターにて、2週間日本法講師体験をさせていただいた。カンボジアは2011年12月から新民法が適用されたので、私が訪れた時点では未だ適用されていなかった。このことを知り、もともと法教育に携わる法律家になりたいと考えていた私は、同体験を通じて法整備支援の現場と立法過程における教育の現場を体験したいと思い参加を希望した。

### ■ 実習内容

2週間という短い期間であったにもかかわらず、日本法講義、日本語講義の補助、各種機関の見学等、非常に充実していた。

私は、日本法講義のうち、民法（不法行為）、日本の法システム（比較法入門のような科目）、労働法（有

期雇用契約と雇止め）を担当した。授業を行うことは、文化的歴史的背景や日常の習慣等前提となる事情が異なるのでとても難しく感じたが、現地の講師や学生の熱心さに助けられ和気藹藹とした雰囲気の中で授業をできたと思う。課題として出したレポートがA3紙に両面びっしり書かれて提出されたり、夜中に添削希望の論文が送られて来たりするなど、頭が下がるほどの熱心さであった。

また、最高裁判所、JICA事務所、裁判官検察官養成校、司法省を見学させていただいた。どこへ行っても歓迎して下さり、お忙しい中貴重な時間を割いていただいた。各立場から見た法整備支援の現状等について率直なお話を伺うことができたことは、この体験でしかできないことだったと思う。

### ■ 日本法講師体験を通じて考えたこと

この体験を通じて強く感じたのは、法が先にあるのではなく、「人」が先にあるのだ、ということである。日本に住む私にとって、法律の存在は当たり前のものと考えていたが、そうではないことを実感した。生活する人がいて、要望があり、それが満たされるように、「法の整備」を「支援」する。2週間の滞在ではそれらのごくごく表層部分しか知りえないが、このことを各専門家、現地の講師、学生が、体現して教えてくださったように思う。

余談になるが、中日等利用しキリングフィールドとトゥールスレン博物館へ行った。そこには、たった4、50年前の凄惨な過去の姿があった。日常と隣合せにこのような場所があることに衝撃を受けた。過去の痛みと現在の人々の活気、それらを背負って立つのであろう学生たちに関わったことは、私にとってとても大きな宝物だと思う。

このような貴重な機会を提供していただいた名古屋大学に感謝するとともに、これからも私なりの方法で法整備支援に関わっていけたら、と思っている。



成果発表会にて、来賓、先生方、学生と



# 「静けさ」を愛する国 フィンランドでの一年

## ITP 研究報告



名古屋大学  
大学院法学研究科  
博士課程後期課程3年  
高木 道子

私は2010年8月から2011年7月まで約1年間、「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム (ITP)」により、フィンランドのヘルシンキ大学社会科学部に派遣され、「フィンランドの適応外交とEU加盟」というテーマの下で研究活動を行いました。

### ■ 現地での活動と成果

11ヶ月間の滞在の中でまず重点を置いたのはフィンランド語の習得です。最初の5ヶ月間はサマースクールへ通い、フィンランド語の日常会話と基礎文法を学びました。フィンランド語は、他の北欧諸国の言語とは非常に異なっており、習得するのが困難な言語とされています。それに加え、英語の普及率の高いフィンランドでは、いかに日常生活において英語に頼らず、フィンランド語を積極的に使えるかが上達の鍵でした。私はフィンランド人の友人と定期的に会ってフィンランド語で会話をするよう心がけました。

語学学習と並行して行なったのは、国会図書館など、各図書館を中心とした資料収集です。司書の方々には非常に親切にしてもらい、円滑に収集活動が行なえました。また、2月にはブリュッセルにある欧州委員会のアーカイブに資料収集に行く機会を得たことも大きな成果として挙げられます。その他、大学ではゼミや講義に出席し、そこで教授や学生と様々なトピックについて議論をする中で、フィンランドの政治社会に関する知見を深めることができました。

### ■ フィンランド人の平和＝「静けさ」

フィンランド研究を志す者として、フィンランドの気候や風土、歴史の中から培われてきたフィンランド人の気質や物事の考え方を理解できるようになったということは、このITPで得ることのできた隠れた成果

だったと思います。私が印象的だったのは、「rauha (ラウハ：静けさ、平和)」という言葉です。フィンランドでは、「静かである」ことが「平和」と同義なのです。その言葉を象徴していたのはクリスマスのときです。サンタクロースの国フィンランドでは、さぞ盛大なお祭りが繰り広げられるだろうと予想していた私は、クリスマスの数日間の町の質素さ、静けさに拍子抜けしてしまいました。イルミネーションは少なく、バスやトラムの本数も減り、お店は全てひっそりと閉まっているのです。そのとき私は、喧騒や混乱を嫌い、社会が静かであることが、フィンランド人の考える「平和」なのだということを理解しました。そう考えると、充実した社会福祉や迅速で透明な行政サービスがよく機能していることも、非常にフィンランド的なこととして理解できる気がします。フィンランド人の無口さも、「静けさ」を平和として尊ぶ国民性に根付いた気質なのかもしれません。

この一年の滞在で得た様々な成果や経験を今後の研究生活の糧として邁進していきたいと思います。「静か」で着実な毎日の積み重ねこそが、成功への一番の近道だと信じて。

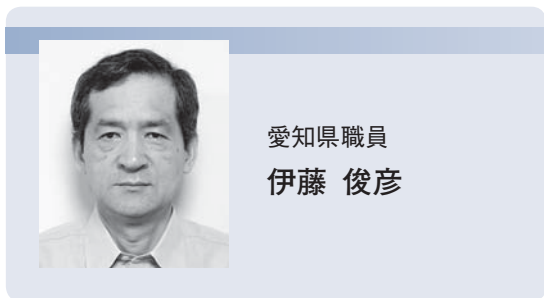


ヘルシンキのシンボル、白亜の大聖堂



クリスマスのイルミネーション

# タシケント国立法科大学での図書寄贈式典に出席して



愛知県職員  
伊藤 俊彦

## ■ ウズベキスタン訪問まで

私どもの長男康祐は、名古屋大学法学部在学中、発展途上の法整備支援に関心を持ち、将来はこれに関わる仕事をしたいと願っておりましたが、2009年3月29日、その夢を果たすことなく21歳で急逝しました。私どもは、故人の遺志を少しでも生かそうと、法学部の先生方とご相談し、香典を寄付して名古屋大学伊藤康祐基金を設立していただきました。

以来、同大学の全面的なご援助のもと、タシケント国立法科大学、モンゴル国立大学内の日本法教育研究センターに法学、日本語入門書などを寄贈していただいたところです。

さらに、昨年は、タシケント国立法科大学にロシア語と英語の法律書を寄贈することになり、名古屋大学法学部で書目の選定等を進めていただいております。そうした矢先、法科大学のルスタムバーエフ・ミルザユスーブ学長から、図書の寄贈式典を行うので出席されたい旨の書簡を頂戴しました。そこで、私ども夫婦は、親しいウズベク人留学生が郷里で挙行予定であった結婚式への出席も兼ねて、同国を訪れることとした次第です。

## ■ 寄贈式典への出席

9月2日、式典に先立ち法科大学内の日本法教育研究センターにお邪魔して、学生に人気がある本を担当



寄贈された図書の一部

の方から教えていただくなど、基金によって寄贈された図書がいか

現場で拝見することができ、感慨深いものでありました。

式典は多数の大学関係者の臨席のもと盛大に行われました。ルスタムバーエフ・ミルザユスーブ学長、CALEの市橋克哉センター長のごあいさつ、学長への寄贈図書の目録の贈呈、私のあいさつ、記念プレート

## ■ 最後に

の学長への贈呈などの後、康祐の軌跡を辿るスライドが上映されました。これはCALEの牧野絵美助手が作成してくださったもので、思いもかけぬ康祐との再会に胸が熱くなりました。

ウズベキスタンや日本で同国の若者たちと親交を深め、彼らの旺盛な知識欲、明朗闊達で開放的な態度に感銘を受けております。私が在学していたころとは様変わりして、多数の留学生が名古屋大学で勉学、研究に勤しんでいることも知りました。康祐もそうした開かれた環境で、留学生の皆さんから刺激を受けつつ将来への夢を育んだのでしょう。

基金はごくささやかなものですが、現下の事情のもとで少しでもお役に立てば、これに過ぎる喜びはありません。寄贈された図書が、各国の将来を担う若者や研究者の方々に大いに愛読されることを願っております。

最後になりましたが、式典の開催、出席についてご配慮を賜り、同行させていただいた市橋センター長、

牧野助手を初め、名古屋大学法学部、CALEの関係者の皆様



ルスタムバーエフ学長、市橋センター長とともに

※伊藤康祐さんが生前残した膨大なブログの中から一部を選定し、一冊にまとめた『個独のブログ』が三五館より2010年に出版されました。また、インターネット上にブログなどをまとめた「Kousukeのページ」(<http://www.ksl.co.jp/kousuke/>)が開設されています。





# NEW センター長便り

## CALEの10年、新興国のアジア法研究拠点の新設、そして、グローバル・コンソーシアム



名古屋大学  
法政国際教育協力研究  
センター長  
市橋 克哉

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下「CALE」という。）は、来年度（2012年度）、その設立10周年を迎える。この10年間、CALEは、アジアの市場経済移行諸国に対して、①JICA等と協力して実施する法案起草支援、法曹人材の研修等、法整備支援・協力の活動、②5つの法学系の大学・学部で日本法教育研究センターを設けて日本語による日本法教育を行うことを通じて人材養成・法学教育支援・協力を実施する活動、③上記の①および②の活動によってえた経験と知見を踏まえた新しい比較法・アジア法および法整備支援論の構築を目指す活動など、インクルーシブな法整備支援・協力の活動に取り組んできた。

幸い、内外の大学、政府、民間を含む各界の注目を集め、こうしたCALEの活動の意義は、現在、日本の社会のなかで、アジアの市場経済移行諸国のなかで、さらに、欧米の援助機関、アジア法研究拠点のなかでも、ある程度、10年にしてようやく認知されるようになったと、手前みそながら自己評価している。また、名古屋大学大学院法学研究科が、人文・社会科学系の大学院・学部では唯一、平成23年度に、「キャンパス・アジア」と「リーディング大学院」という大型のプロジェクトの採択校となったが、CALEの活動実績は、これにも貢献した一要因であると考えている。一方で、CALEの活動が、このように内外から一定の注目をえるということは、他方で、CALEの活動というレベルにとどまらないで、より広く、かつ深く、日本および市場経済移行国を含むアジア諸国において、法整備支援・法協力という比較的新しい法分野が認知されるようになりつつあることを意味している。国境を越えて、そして、既存の法分

野という壁を越えて、国際法、各種の国内法、比較法、各地域法、法整備支援・協力の実務が、協働する新しいグローバルで学際的な「法空間」の生成とそこにおける新しい法理論の登場が語られ始めているのである。

この点で、近時、とくに注目しなければならない動向は、アジアの新興国の基幹大学に、わたしたちのCALEに類似したアジア法に関する研究拠点が次々と設置され始めたことである。たとえば、この1年の間に、韓国ソウル大学、中国人民大学、シンガポール国立大学がアジア法研究拠点を設置し、アジア法研究とアジア地域における法整備支援・協力に関する研究交流とそのネットワークづくりに着手している。

わたしたちCALEとしては、こうしたアジア新興国にうまれつつある新動向が、CALEの活動が間違っていないことを証明しているという点では、この10年間の活動が報われたという思いがする。しかし、同時に、日本のCALEだけではなく、アジア新興諸国にも同様のアジア法研究拠点がうまれたということは、私たちとこれから競争するライバルが登場したという意味もっており、この点では、CALEは、その活動を発展させていくことが求められているといえる。新興諸国のアジア法研究拠点は、CALEにとっては、よきライバルであり、かつ、よきパートナーである。こうした情勢を踏まえて、CALEは、これらのアジア法研究拠点とともに、インクルーシブな法整備支援・協力という新しいグローバルな「法空間」のなかで、共に切磋琢磨する協働の関係—「グローバル・コンソーシアム」—の形成を目指していきたいと考えている。



中国人民大学の「アジア太平洋法学研究院」開所式

## 2011年4月～2012年3月

### 行事（国内開催）

5/31(火)	ワークショップ「イスラム社会のコンテクストにおける法整備支援に関する日本とアメリカの対話～アフガニスタンおよびウズベキスタンの経験～」 於：名古屋大学・CALE	【講演者】ペロニカ・テイラー（オーストラリア国立大学）、ジョン・エディ（ワシントン大学） 桑原尚子（高知短期大学） 【参加者】約40名
5/16(月)～23(月)	平成23年度JICA国別研修「ウズベキスタン・行政手続研修」 於：東京都、愛知県、岐阜県内	【研修員】6名
8/1(月)	CALE外国人客員研究員(客員教授)報告会“Framework of the ASEAN Plus Three Mechanisms Operating in the Sphere of Economic Cooperation” 於：名古屋大学・大学院法学研究科	【講演者】ヴィヤチェスラフ・ガブリロフ（ロシア極東国立大学） 【参加者】約20名
8/8(月)～10(水)	サマースクール「アジアの法と社会2011」 於：名古屋大学・大学院法学研究科	【講師】9名 【参加者】約80名
8/15(月)～30(火)	2011年度日本法センター夏季セミナー 於：名古屋大学・CALE等 助成：文部科学省・特別経費	【参加者】ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジア学生各5名・引率各1名、カンボジア教授1名
9/2(金)	サマースクール「私たちの法制度整備支援2011」 於：法務省法務総合研究所国際協力部、慶應義塾大学、名古屋大学・CALE 主催：法務省法務総合研究所、慶應義塾大学、神戸大学、財団法人国際民事法センター、名古屋大学	【講師】9名 【参加者】約80名
9/2(金)	CALE外国人客員研究員(客員教授)報告会“公私協働論に関する一考察” 於：名古屋大学・CALE	【講演者】劉宗徳（台湾国立政治大学） 【参加者】約10名
11/1(火)	日本・ウズベキスタン学長会議 於：名古屋大学・野依記念学術交流館	【日本側参加機関】文部科学省、JICA中部国際センターほか15大学 【ウズベキスタン側参加機関】大統領府、駐日ウズベキスタン大使館、フォーラム財団、ウズベキスタン中等教育省ほか10大学
11/5(土)	第4回高校生向けセミナー「ASIA～アジアの法と社会について考えよう～」 於：名古屋大学・CALE	【講師】鮎京正訓（名古屋大学） 【参加者】約40名
11/11(金)～25(金)	平成23年度JICA国別研修「イラン法制度整備支援2」 於：愛知県、岐阜県、三重県、東京都内	【研修員】10名
12/13(火)～23(金)	平成23年度JICA国別研修「ウズベキスタン・行政手続研修」 於：愛知県、京都府、東京都内	【研修員】8名
1/23(月)	法整備支援ミニシンポジウム 於：名古屋大学・CALE	【講演者】ジョン・ベントレー（アメリカ開発庁）(USAID) 【参加者】約30名
2/5(日)	第二回 CAMPUS Asia 法学院長・学部長会議 於：サーウインストンホテル（名古屋）	【講演者】11名 【参加者】約70名
2/5(日)	篤信彦日本ウズベキスタン協会会長講演会「ウズベキスタンを取り巻く経済・国際情勢」 於：一宮市青年の家 主催：日本ウズベキスタン協会、一宮市、名古屋大学・CALE	【講演者】篤信彦（日本ウズベキスタン協会会長）
2/11(土)～12(日)	2011年度「法整備支援の研究」全体会議 於：名古屋大学・文系総合館カンファレンスホール	【講演者】11名 【参加者】約70名
3/9(金)	リーディング大学院特別講演会 “Germany’s International Legal Co-operation with Transformation Countries”、 “Modern Russian Theoretical Approaches to Correlation of International and Domestic Law” 於：名古屋大学・CALE	【講演者】ヘルベルト・キューパー（ドイツ東政法研究所）、 ヴィヤチェスラフ・ガブリロフ（ロシア極東国立大学）
3/13(火)	ワークショップ “Comparative study on legal reform in transitional period of Mongolia and Uzbekistan” 於：名古屋大学・CALE	【講演者】ブレント・ホワイト（アリゾナ大学）、 市橋克哉（名古屋大学）
3/28(水)	CALE外国人客員研究員(客員教授)報告会 “Law and Development: Some Comments Around Legal Development Programs in South-East Asia” 於：名古屋大学・CALE	【講演者】ラーシュ・イエラン・レナート・マルムベリ（イエーテボリ大学）
<b>行事（国内開催）</b>		
3/3(土)～4(日)	日本・カンボジア比較法学会 於：パニャサストラ大学（カンボジア・プノンペン）	【渡航者】林秀弥、松中学、金彦叔、 コン・テイリ（名古屋大学）
3/23(金)	日仏 比較法シンポジウム “Dialogue on the Human rights under the globalization between Japan and France” 於：公証人会館（フランス・パリ）	【渡航者】鮎京正訓、市橋克哉、石井三記、 小畑郁、横溝大、中村真咲、牧野絵美、 福田真希、竹内徹、 イスマトフ・アジズ（名古屋大学）
<b>その他派遣・受入</b>		
<b>海外派遣</b>		
4/27(水)～5/1(日)	中国 「行政手続の立法に関する国際シンポジウム」出席、報告 於：北京京儀ホテル、中国政法大学（中国・北京）	市橋克哉（名古屋大学）
5/3(火)～7(土)	ウズベキスタン 行政手続法、許可法および行政処罰法の改正に関するワークショップ出席、 ウズベキスタン行政法・行政訴訟の調査(研究者交流) 於：タシケント国立法科大学（ウズベキスタン・タシケント）	樹神成（三重大学）、市橋克哉、 ネマトフ・ジュラバク（名古屋大学）
5/9(月)～18(水)	フィンランド ITPにかかるワークショップ出席 於：ヘルシンキ大学（フィンランド・ヘルシンキ）	定形衛（名古屋大学）
5/10(火)～17(火)	ベトナム 法学教育に関する調査 於：ハノイ法科大学（ベトナム・ハノイ）、ホーチミン市法科大学（ベトナム・ホーチミン）	コン・テイリ（名古屋大学）
5/13(金)～15(日)	台湾 台湾国立政治大学法学院50周年記念式典出席 於：台湾国立政治大学法学院（台湾・台北）	鮎京正訓、林美鳳（名古屋大学）
5/13(金)～16(月)	ベトナム 日本法センター設立に関する協議 於：ホーチミン市法科大学（ベトナム・ホーチミン）	市橋克哉、牧野絵美（名古屋大学）
5/17(火)～25(水)	ウズベキスタン 日本法センター(ウズベキスタン)視察 於：タシケント国立法科大学・日本法センター（ウズベキスタン・タシケント）	金村久美（名古屋大学）
6/24(金)～26(日)	ベトナム ハノイ法科大学・日本法センター協議会出席 於：ハノイ法科大学・日本法センター（ベトナム・ハノイ）	鮎京正訓、金村久美（名古屋大学）
6/25(土)～29(水)	モンゴル モンゴルの行政訴訟に関するワークショップ出席 於：モンゴル国立大学法学部（モンゴル・ウランバートル）	樹神成（三重大学）、徳田博人（琉球大学）、 市橋克哉（名古屋大学）
7/8(金)～10(日)	台湾 全学同窓会台湾支部の設立総会出席 於：シーザーパーク台北（台湾・台北）	鮎京正訓、市橋克哉、林美鳳（名古屋大学）
7/12(火)～20(水)	ベトナム 愛知県企業紹介セミナー、VARONET総会、交流会出席 於：日本ベトナム人材センターハノイ（ベトナム・ハノイ）、 日本ベトナム人材センターホーチミン（ベトナム・ホーチミン）	金村久美（名古屋大学）



8/31(水)～9/5(月)	ウズベキスタン	タシケント国立法科大学への図書寄贈式典出席 於：タシケント国立法科大学等（ウズベキスタン・タシケント）	市橋克哉、牧野絵美（名古屋大学）
9/3(土)～10(土)	アメリカ	アメリカ行政法整備支援に関する調査 於：シカゴ大学（シカゴ・イリノイ州）、ウィスコンシン大学（マディソン・ウィスコンシン州）（アメリカ）	本多滝夫（名古屋大学）、 徳田博人（琉球大学）、 コン・テイリ（名古屋大学）
9/11(日)～22(木)	ベトナム	「ベトナムにおける経済刑法改革」に関する現地調査および資料収集 於：ハノイ国家大学・ハノイ国家大学図書館、ハノイ法科大学・ハノイ法科大学図書館（ベトナム・ハノイ）	金井怜己（名古屋大学）
9/16(金)～30(金)	ベトナム	ホーチミン日本法センター立上準備 於：ホーチミン市法科大学（ベトナム・ホーチミン）	金村久美（名古屋大学）
9/22(木)～24(土)	韓国	ソウル大学主催「アジア各国におけるアジア法研究の現況と課題」、 「韓国の法の領域における国際協力の現況」、「市場経済の発展と法の支配」会議出席、報告 於：ソウル大学（韓国・ソウル）	鮎京正訓、市橋克哉、姜東局（名古屋大学）
9/28(水)～10/1(土)	台湾	ALIN(Asia Legal Information Network)総会出席 於：国立台湾大学（台湾・台北）	市橋克哉、コン・テイリ（名古屋大学）
10/9(日)～24(月)	カンボジア	日本法センター(カンボジア)における日本語教育インターン 於：カンボジア王立法経大学・日本法センター（カンボジア・プノンペン）	佐藤美波（名古屋大学）
10/20(木)～23(日)	カンボジア	王立法経大学・日本法センター協議会出席 於：カンボジア日本人材開発センター、カンボジア日本人商工会事務局、 王立法経大学・日本法センター（カンボジア・プノンペン）	鮎京正訓、コン・テイリ（名古屋大学）
11/2(水)～8(火)	ウズベキスタン	JICAウズベキスタンプロジェクト司法省ワーキンググループとの協議 於：JICAウズベキスタン事務所、司法省（ウズベキスタン・タシケント）	市橋克哉、 ネマトフ・ジュラベック（名古屋大学）
11/8(火)～20(日)	ベトナム	ベトナムにおける日本語教育の調査 於：ホーチミン市法科大学（ベトナム・ホーチミン）	金村久美（名古屋大学）
11/9(水)～11(金)	韓国	韓国法制処主催 “The 1st Asian Forum of Legislative Information Affairs”会議に出席、報告 於：ソンドコンベンシア（国際会議場）（韓国・仁川）	鮎京正訓（名古屋大学）
12/2(金)～13(火)	モンゴル	日本法センター(モンゴル)視察 於：モンゴル国立大学・日本法センター（モンゴル・ウランバートル）	上地一郎（名古屋大学）
12/9(金)～11(日)	中国	中国人民大学主催“Asian Legal System and the Cooperation and Communication of Asian Legal Education”会議に出席 於：中国人民大学法学院（中国・北京）	鮎京正訓、紙野健二、姜東局、 金彦叔（名古屋大学）
12/15(木)～18(日)	中国	アジア憲法フォーラムに出席 於：香港大学（中国・香港）	大河内美紀、コン・テイリ、 曾根加奈子（名古屋大学）
12/22(木)～26(月)	ベトナム	ホーチミン日本法センター立上準備 於：ホーチミン市法科大学（ベトナム・ホーチミン）	金村久美、牧野絵美、 茅本百合子（名古屋大学）
1/2(月)～10(火)	ベトナム	ハノイ国家大学学術交流協定締結式、ホーチミン日本法センター開所式出席 於：ハノイ国家大学（ベトナム・ハノイ）、ホーチミン市法科大学（ベトナム・ホーチミン）	濱口道成、佐分晴夫、成田克史、木村芳文、 鮎京正訓、市橋克哉、コン・テイリ、堀尾多香、 金村久美、牧野絵美（名古屋大学）
1/22(日)～2/1(水)	モンゴル	法整備支援の比較研究に関する打ち合わせ、資料整理、 文化遺産保護シンポジウム出席、モンゴル警察庁との打ち合わせ 於：日本大使館、日本法センター、モンゴル国立大学法学部、モンゴル行政裁判所、 ハンス・ザイデル財団、モンゴル教育科学省、モンゴル警察庁（モンゴル・ウランバートル）	中村真咲（名古屋大学）
2/12(日)～21(火)	インドネシア	インドネシア法制度改革の現状に関する地方調査 於：最高裁調査部（インドネシア・ジャカルタ）、インドネシア大学、プカン地方裁判所、ボゴール地方 裁判所（インドネシア・ジャカルタ市外）、ガジャマダ大学法学部（インドネシア・ジョグジャカルタ）	島田弦（名古屋大学）
2/15(水)～20(月)	ウズベキスタン	JICAウズベキスタンプロジェクト司法省ワーキンググループとの協議 於：ウズベキスタン司法省（ウズベキスタン・タシケント）	市橋克哉（名古屋大学）
2/15(水)～22(水)	ウズベキスタン	日本法センター(ウズベキスタン)春季スクーリング 於：タシケント国立法科大学・日本法センター（ウズベキスタン・タシケント）	田高寛貴（名古屋大学）
2/16(木)～23(木)	カンボジア	日本法センター(カンボジア)の学年論文指導見学、 カンボジアセンター特任講師とのミーティング 於：カンボジア王立法経大学・日本法センター（カンボジア・プノンペン）	澤田宗佑（名古屋大学）
2/27(月)～3/2(金)	モンゴル	国際経済法の講義・共同研究 於：モンゴル国立大学法学部（モンゴル・ウランバートル）	水島朋則（名古屋大学）
2/28(火)～3/4(日)	モンゴル	日本法センター(モンゴル)春季スクーリング 於：モンゴル国立大学・日本法センター（モンゴル・ウランバートル）	伊東研祐（慶應義塾大学）
3/4(日)～8(木)	カンボジア	日本法センター(カンボジア)春季スクーリング 於：カンボジア王立法経大学・日本法センター（カンボジア・プノンペン）	岡本裕樹（名古屋大学）
3/6(火)～13(火)	モンゴル	日本法センター(モンゴル)春季スクーリング 於：モンゴル国立大学・日本法センター（モンゴル・ウランバートル）	山田希（立命館大学）
3/10(土)～16(金)	ベトナム	日本法センター(ベトナム・ハノイ)春季スクーリング 於：ハノイ法科大学・日本法センター（ベトナム・ハノイ）	桑原尚子（高知短期大学）
3/16(金)～22(木)	ウズベキスタン	日本法センター(ウズベキスタン)春季スクーリング 於：タシケント国立法科大学・日本法センター（ウズベキスタン・タシケント）	下井康史（筑波大学）
3/17(土)～24(土)	ベトナム	日本法センター(ベトナム・ハノイ)における キャパシティビルディングに関する調査及び専門知識の供与 於：ハノイ法科大学・日本法センター（ベトナム・ハノイ）	本多滝夫（龍谷大学）
3/21(水)～26(月)	カンボジア	法整備支援研究に関する調査、打ち合わせ、講義 於：カンボジア王立法経大学・日本法センター（カンボジア・プノンペン）	杉浦一孝（名古屋大学）
3/15(木)～20(火)	ロシア	頭脳循環プロジェクトに関する協議 於：ロシア科学アカデミー国家と法研究所、モスクワ大学法学部（ロシア・モスクワ）、 サンクトペテルブルグ国立大学（ロシア・サンクトペテルブルグ）等	市橋克哉、牧野絵美、 イスマトフ・アジズ（名古屋大学）
海外受入			受入者
8/4(木)～9(火)	オーストラリア	サマースクール「アジアの法と社会2011」の打ち合わせ、講演 於：慶應義塾大学三田キャンパス、名古屋大学・大学院法学研究科・CALE	ヘロニカ・テイラー （オーストラリア国立大学）
10/14(水)	オーストラリア	CALEとの協力関係に関する協議 於：名古屋大学・CALE	ニコルソン・ベネロベ（メルボルン大学）
2/27(月)～3/2(金)	ウズベキスタン	名古屋大学との学生交換覚書調印式に出席 於：名古屋大学・総長応接室	ルスタムバーエフ・ミルザユスーブ （タシケント国立法科大学）

※「名古屋大学日本法教育研究センター」は、紙面の都合上「日本法センター」と表記。

# 2011年度CALE外国人研究員紹介

## Vyacheslav Gavrilov

2011年5月10日から8月4日までの約3ヶ月間、ロシアの極東国立大学第Ⅱ法学部長、教授・法学研究所国際法講座長であるGavrilov Vyatcheslav（ガブリロフ・ヴィヤチェスラフ）先生をCALE外国人研究員（客員教授）としてお招きしました。ガブリロフ先生は極東国立大学とカザン国立大学で学ばれました。ガブリロフ先生のご専門は国際法であり、CALEでは「アジア太平洋諸国経済協力に関する国際法メカニズム」について研究をされました。また、CALEでの研究期間中に発表された論文がCALE Discussion Paper No.7 *Framework of the ASEAN Plus Three Mechanisms Operating in the Sphere of Economic Cooperation*として出版されました。



## 劉 宗徳

2011年6月23日から9月16日までの約3ヶ月間は、台湾国立政治大学教授の劉宗徳先生をCALE外国人研究員（客員教授）としてお迎えしました。

劉先生のご専門は行政法であり、滞在期間中は公私協働論について研究をされました。



## Lars-Göran Lennart Malmberg

2012年1月17日から3月30日までの約3ヶ月間は、イェーテボリ大学教授のLars-Göran Lennart Malmberg（ラーシュ・イエーラン・レナート・マルムベリ）先生をCALE外国人研究員（客員教授）としてお招きしました。マルムベリ先生のご専門は公法と交通法です。1990年からJICAとスウェーデン国際開発庁（Sida）が東南アジアで行ってきた法整備支援プロジェクトにおける法支援のあり方について、ドナーとレシピエント諸国の双方向の関係に着目して研究することを今回の滞在の目的とされています。



## CALE人事

### 【採用】

特任講師 松尾 憲暁（2011年 3月16日付）  
事務補佐員 牧野 礼（2011年 4月 1日付）  
特任講師 レイン幸代（2011年 8月 1日付）  
特任講師 小川 祐之（2011年 9月 1日付）  
特任講師 澤田 宗佑（2011年11月 1日付）  
特任准教授 金 彦叔（2011年11月16日付）  
特任講師 茅本百合子（2012年 1月16日付）

### 【退職】

特任講師 中村 真咲（2011年 3月31日付）  
特任講師 豊田美由紀（2011年 3月31日付）  
特任講師 社本 洋典（2011年 3月31日付）  
事務補佐員 柴山 春代（2011年 3月31日付）  
特任講師 宮島 良子（2011年 8月31日付）  
特任講師 上地 一郎（2012年 3月31日付）



## 金彦叔 CALE特任准教授 着任

### 金彦叔

はじめまして。平成23年11月より名古屋大学法学研究科・法政国際教育協力研究センター(CALE)に特任准教授として赴任しました金彦叔(キム・オンスク)と申します。

韓国で学部を卒業した後、ソウル所在の在韓日本大使館で勤務する傍ら、法律を勉強しておりましたが、法律分野における日本の学問や分析の深さに気づき、日本留学を決めました。2002年来日し、東京大学法学政治学研究所にて法律を学び、2009年3月に同大学で博士号を取得しました。その後、名古屋大学に赴任するまで、同大学の特別研究員として研究を続けておりました。専門は国際私法(抵触法)で、これまで主に国際知的財産権紛争の国際私法上の問題について、伝統的な抵触法方法論の観点から研究をしてきました(研究成果として、拙論『国際知的財産権保護と法の抵触』(信山社、2011年)があります)。これからは、これまでの研究成果を踏まえて、CALEの法整備支援事業の現場で、国境を超える学問交流やネットワークの構築はもちろんのこと、抵触法の観点からの法の支配と法整備支援との関係について更なる研究活動を進めていきたいと思っております。何卒よろしく願いいたします。



## 海外短期・長期派遣者一覧(2011年度)

### 若手研究者インターナショナルトレーニングプログラム(ITP)

- 高木道子(大学院法学研究科博士課程後期課程) ヘルシンキ大学(フィンランド)(2011年4月~7月)
- 砂原美佳(CALEポスドク研究協力員) ルンド大学(スウェーデン)(2011年4月~2012年2月)
- 李正吉(大学院法学研究科外国人研究員) ワシントン大学(アメリカ)(2011年7月~2012年3月)
- 中山 顕(大学院法学研究科博士課程後期課程) サンクト・ペテルブルグ国立大学(ロシア)(2011年10月~2012年3月)
- オドンフー・ムンクサイハン(大学院法学研究科外国人研究員) ワシントン大学(アメリカ)(2011年12月~2012年3月)

### 頭脳循環プログラム

- 姜 東局(大学院法学研究科准教授) 中国人民大学(中国)(2011年4月~7月)
- 中野妙子(法政国際教育協力研究センター准教授) ルンド大学(スウェーデン)(2011年4月、5月~6月、7月~9月、2012年2月~3月)
- 林 秀弥(大学院法学研究科准教授) アムステルダム大学(オランダ)(2011年5月)、  
ロンドン大学東洋アフリカ学院(イギリス)(6月~7月)、  
ボン大学(ドイツ)(2011年9月、2012年1月、2012年2月~3月)
- 三浦 聡(大学院法学研究科教授) ニューヨーク市立大学ラルフ・バンチ国際関係研究所(アメリカ)(2011年9月~2012年3月)
- 大屋雄裕(大学院法学研究科准教授) ワシントン大学ロースクール(アメリカ)(2011年9月~10月)、  
ロンドン大学東洋アフリカ学院(イギリス)(2012年2月~3月)
- 中村真咲(CALE研究協力員) ロンドン大学東洋アフリカ学院(イギリス)(2012年3月)

## CALE設立10周年記念行事

### 国際シンポジウム「法整備から法協力へ ~法と開発の新たな地平~」を開催 (2012年12月1日(土)、2日(日)、または12月8日(土)、9日(日)名古屋大学にて開催予定)

CALEは、本年、設立10周年を迎えます。この間、CALEは市場経済体制移行国の法整備支援、アジア各国をはじめ欧米の大学、法機関等との様々な研究交流、また日本法教育研究センター・プロジェクトを通じた市場経済体制移行国現地における日本語・日本法教育などを行ってきました。今回、CALEの従来活動を総括し、今後の組織再編をも視野に入れた新CALEの展望を開くため、国際シンポジウム「法整備から法協力へ ~法と開発の新たな地平~」を開催いたします。本シンポジウムでは、CALEの従来活動の到達点を総括するとともに、法整備支援から法協力への理論構築、日本法教育研究センターを拠点とした日本と市場経済体制移行国との双方向型の新たな法曹人材養成、法情報の収集と発信を含めた新CALEの展望を検討いたします。

## 発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325 / FAX. 052-789-4902

CALE NewsのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

### 「メコン川」

ベトナム南部の街ミトーの観光の目玉は、メコン川のボートクルーズだ。モーターボートで中洲の島を回った後、手こぎボートに乗り換えて小さな水路をめぐるのが定番のコースだ。生い茂るウォーターココナッツのトンネルをくぐり抜ける。兩岸には民家や畑や子供たちが垣間見え、ここがジャングルではなく生活の場であることを知らされる。ボートはさしずめ下町の路地を走る自転車のようだ。ミトーまではホーチミン市から車で1時間半ほど。道路や橋、レストランなどの整備も進み、南部ベトナムの観光産業の発展ぶりが伺える。

